

## 豊橋市職員の懲戒処分の公表基準

任命権者が職員に対し懲戒処分を行った場合は、この基準により公表することとする。

### 1 目的

職員の人事管理の透明性を高め、市政への市民の信頼を確保するとともに、不祥事の防止に資することを目的とする。

### 2 公表の対象とする処分

地方公務員法の規定による懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）及び刑事事件に関し起訴された場合の休職処分とする。

ただし、懲戒処分手案に関連して行われる管理監督処分については、懲戒処分以外の措置（訓告・厳重注意）も併せて公表する。

### 3 公表内容

- (1) 所属部局
- (2) 職種又は職務の級
- (3) 年齢
- (4) 性別
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由（事案概要）
- (7) 処分年月日

なお、収賄、横領等社会的関心の大きなもので、関係機関から先に被処分職員の氏名等が公表されている場合は、所属名、氏名等を公表することがある。

### 4 公表の例外

- (1) 被害者が事件の公表を望まない場合、又は、公表により被害者が特定され被害者の人権に配慮すべき必要がある場合には、公表しないものとする。
- (2) 処分対象となった事項が、市の機密に関する事項を含む場合又は、公表することにより他の公務に多大な影響を及ぼすことが予想される場合については、公表しないものとする。
- (3) 3の(1)から(4)までの事項を公表することにより、被処分職員個人が特定される場合には、3の(1)から(4)までの事項の全部又は一部を公表しないことができる。

### 5 公表の時期及び方法

公表は、懲戒処分を行った後、速やかに市政記者クラブへ資料配付するとともに、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

#### 6 施行期日

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成24年11月1日から施行する。